## 池上地区まちおこしの会 令和4年度総会 次第

- 1. 挨拶(会長 吉澤正宣)
- 2. 会員異動(令和3年度)

入会: 4件(個人) 退会: 9件(個人: 8 関係: 1)

会員数:164(団体:33 個人:96 関係:35)

- 3. 議事
- ① 報告事項
  - ア) 令和3年度各部会活動報告
  - イ) 令和3年度決算報告
  - ウ) 令和3年度監査報告
- ② 審議事項
  - ア) 令和4年度活動計画
  - イ) 令和4年度予算案
  - ウ) 会則改正案
  - 工) 令和4年度役員案
- 4. 閉会(副会長 鈴木重治)

# 令和3年度 池上地区まちおこしの会 部会活動報告書

11 1	一一一		20分式 即去伯勒邦口官
			部会名 (役員会)
開催日	件 名	場所	実施内容等
令和3年 5月7日	第1回役員会	書面開催	・令和2年度総会(書面)の結果等について ・各部会活動報告
6月11日	第2回役員会	池上会館	・会員異動 ・会費納入結果 ・池上地区まちおこしの会あり方検討
7月9日	第3回役員会	池上会館	・会費納入状況および会員異動について ・会のあり方検討(その1)における外部コー ディネーター活用について ・会のあり方検討(その1)の進め方について ・予算支出等について
8月20日	第4回役員会	池上特別出張所	・ICT 利活用にかかる各種取り組みの進捗状況 について ・「池上地区まちおこしの会 あり方検討」進 捗状況 ・助成金の申請状況について ・外部コーディネーターとの契約について
10月12日	第5回役員会	池上特別出張所	・会員の退会について ・助成金の申請結果について ・会の広報活動について(HP・Facebookの運用) ・コミュニケーションの円滑化について(LINEの運用 ・あり方検討「step1:これまでの棚卸」にかかる検討結果と提言について ・あり方検討「step2:会の整理・体系化」にかかる委託契約等について
11月5日	第6回役員会	池上特別出張所	・地域力推進池上地区委員会への部会移管について
12月16日	第7回役員会	池上特別出張所	・コミュニケーションの活性化と情報公開推進にかかる実施報告 ・ノミガワスタジオ実施企画への出演について ・各部会の活動報告 ・梅まつりの実施について ・スポーツGOMI拾い大会の実施是非について ・会のあり方検討「step 2:会の整理と体系 化」の実施報告と提言
令和4年 2月3日	第8回役員会	池上特別出張所	・トークイベント「いけまち談義」の出演報告・step 3:活動の充実(池上まつりにかかる今後の方向性)について・第9回役員会、臨時総会の実施について
3月3日	第9回役員会	池上特別出張所	<ul><li>・会のあり方検討「step 3:活動の充実」の 実施報告と提言</li><li>・臨時総会資料の確認について</li></ul>
3月17日	臨時総会	池上会館	・「会のあり方検討」活動報告について ・会活動目的の再設定について ・令和4年度活動計画について

# 令和3年度 池上地区まちおこしの会 部会活動報告書

			部会名(池上まつり実行委員会)
開催日	件 名	場所	実施内容等
			コロナ禍のため、活動できず。

			部会名 (防災部会)
開催日	件 名	場所	実施内容等
			コロナ禍のため、活動できず。

			部会名(企画部会)
開催日	件名	場所	実施内容等
年間			池上みやげの販売
令和3年 12月3日	部会	池上特別出張所	梅まつりの開催について
※情報交換会及び梅まつりはコロナウイルス感染拡大防止のため中止			

			部会名 (環境部会)
開催日	件名	場所	実施内容等
年間		池上特別出張所	ペットボトルキャップ回収事業

# 令和3年度 池上地区まちおこしの会 部会活動報告書

## 部会名 (防犯部会)

			前云名(四化前云)
開催日	件名	場所	実施内容等
令和3年 4月16日 ~30日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	パトロール
5月16日 ~31日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	パトロール
6月16日 ~29日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	パトロール
7月16日 ~29日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	パトロール
8月16日 ~31日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	パトロール
9月16日 ~30日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	パトロール
10月16日 ~31日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	パトロール
11月16日 ~30日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	パトロール
12月16日 ~25日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	パトロール
令和4年 1月16日 ~30日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	パトロール
2月16日 ~26日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	パトロール
3月16日 ~29日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	パトロール

# 池上まちおこしの会 令和3年度決算報告書 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

## 収入

科	相	(内訳)	
売上	72,500	池上みやげ	53,000
		物品貸出金	19,500
雑収入	478,313	助成金(YS市庭コミュニティ財団)	350,000
		助成金(大田区地域力応援基金助成金)	97,753
		助成金(大田区パトロール活動助成金)	20,000
		区内共通商品券換金	10,000
		デビットカード現金還元	557
		利息	3
諸会費	421,000	会費(107件)	316,000
		HP管理·更新負担金(7団体)	105,000
合計	¥971,813		

## 支出

科目		内訳	
外注費	378,000	ファシリテーション委託	378,000
通信費	111,047	郵送代	102,027
		インターネット料金	9,020
広告宣伝費	137,553	HP管理·更新費	132,000
		H P ドメイン更新費	3,982
		HPサーバー更新費	1,571
接待交際費	6,940	手土産(訪問先など)	6,940
会議費	26,348	飲料	26,348
消耗品費	66,615	封筒	7,506
		紙	8,258
		事務用品	6,606
		パソコン小物	15,009
		オンラインストレージ	2,565
		交通費	23,701
		オフィスソフト	2,970
備品	180,497	ノートパソコン	180,497
租税公課	1,200	収入印紙	1,200
支払手数料	2,310	振込手数料	2,310
合計	¥910,510		

## 収支残額

前年度繰越	¥795,146	収入計	¥971,813
令和3年度収支差額	61,303	支出計	910,510
次年度繰越	¥856,449	収支差額	¥61,303

池上地区まちおこしの会 監査報告

令和3年度池上地区まちおこしの会の会計帳簿、領収書等の証拠書類、預金及び 現金について監査を行ったところ、適正であることを確認した。

令和4年 月 日 会計監査 印

#### 令和4年度 活動計画について

#### I 管理部

#### 1 設置目的

・ 会の組織運営を担い、円滑な事業遂行に寄与する。

#### 2 役割

① 総務担当 : ア)円滑な会の運営・活動を図るため、組織全体の調整を行う。

② 財政担当 : ア)歳入を確保し、財政基盤の安定化を図る。

イ) 歳出を管理し、財政運営の健全化を図る。

ウ) 会が保有する財産を把握し、適正な管理を図る。

③ 広報担当 : ア)池上地区の情報を発信し、さらなる池上ファンを獲得する。

イ) 会活動を広報し、会の認知度向上を図る。

ウ) 情報公開を推進し、会運営にかかる透明性を確保する。

#### 3 活動計画

・ 事務局機能の強化に向け、池上特別出張所からの事務処理引継ぎ、現会員・非会員向けにスタッフ獲得の取り組みを行う(詳細は資料番号 3-2「事務局機能の強化に向けた取り組みについて」を参照)。

#### Ⅱ 連携事業部

#### 1 設置目的

・ 池上ファン(内外を問わず)とのつながりを生み出し、まちのエネルギーへと変えていく。

#### 2 役割

① 渉外担当 : ア)地域の「内と外」をつなぎ、「外から内へ」人材の流れを生み出す」。

② 事業バループ2 : ア) 池上ファン (内外問わず) との接点を生み出し、活動参加への入口づくりを行う。

イ) 多用な人材との連携(コラボレーション)を通じ、「池上でやりたい」を実現していく。

<sup>1</sup> 具体的には「池上ファンとのコミュニケーション (会の入口に来た人との関係性づくり)」「池上内外のまちづくり人材へのアプローチ (まちづくり界隈でホットな方に個別接触)」などを想定している。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 事業グループ内には事業ごとの担当 (○○担当) を置く。また、事業運営 (○○担当) に複数名が関与する場合、「リーダー」を1名指名する。

#### 3 活動計画

#### (1) 試行的事業の実施

- ・ 後述するとおり、令和4年度の池上まつりは中止を想定している。
- ・ 一方、2年間にわたり池上まつりを中止したことで、活動の停滞を惜しむ声も多数寄せられている。
- ・ そのため、会のあり方検討では、さまざまな地域活動の事例を参照し、コロナ禍においても実施可能な 地域イベントの形を模索するべく議論を重ねた。
- ・ そこで、令和4年度は以下の基本方針に基づき、新たな事業を試行的に実施することを提案する。

#### - 基本方針 -

① 考え方 : With コロナ / 非一極集中 / 池上ファンとの連携・交流

② 会 場 : 池上地区全体(11 町会)

③ 日 程 : 地域外からの来客を見込める時期 / 複数日

④ 企画内容 : 公募(まちの中から、やりたいことを出してもらう) + ステージ企画

⑤ 会の役割 : プロデューサー (ex.テーマ設定、企画公募、広報、ブランド化)

⑥ 資 金 : 企画提案者の独立採算 / 会は広報関係への支出を想定

#### - 進行イメージ(例) -

項目時期	第一期(4-6月)	第二期(7-9月)	第三期(10-12月)	第四期(1月-3月)
1 事前調整	内部調整			70000
2 企画勉強会	ゲストを呼	・ 呼んで公開実施(月1回)		000000000000000000000000000000000000000
3 開催準備		企画公募	準備会議(月1回)	
4 実施				実施

#### ※ 企画勉強会について

- ・ 池上ファンとの接点作りにおいては、何よりもまず、会への接点・入口が必要となる。
- ・ そのため、企画勉強会を定期的に実施することで「巻き込みの流れ」を作り、これを踏まえて開催準備を進めていく。

#### (2) 三部会事業の実施

- ・ コロナの影響がない事業については、継続実施とする (ex.青色パトロール、緑づくり)。
- ・ その他、感染症対策を特に要する事業については、実施未定とする(ex.梅まつり、スポゴミ)。

#### Ⅲ 池上まつり運営部

#### 1 設置目的

・ 池上まつりの企画・実施を通じて「人のつながり」を更に広げ、池上地区の発展に寄与する3。

#### 2 活動計画

#### (1) 令和4年度池上まつりの中止

- ・ 前述の「基本方針」にもとづき、令和4年度池上まつりを実施する案について、第8回役員会(令和4年2月3日)において議論した。
- ・ 役員会では「"まつり"と言うからには、熱気を帯びた盛り上がりが必要」などの意見が出され、従来方式の池上まつりを支持する声が多数であった。
- ・ これを踏まえて池上まつりの実施可否を検討することとなり、第9回役員会(令和4年3月3日)において、現下の状況に鑑み中止とする旨、本臨時総会(令和4年3月17日)へ諮ることを決定した。

#### (2) 令和5年度池上まつり開催に向けた再設計活動

- ・ 池上まつりについては、例年8月末の実施を見据え、年度始め(4月)から開催準備を行っている。
- ・ これまで本事業は、地域内のコミュニティづくりに成果を残してきた一方、準備期間の短さや企画参加 者の限定性など、解決すべき課題も多々認識されている。
- ・ 池上まつりに関わる全ての方々が、より充実感を持って活動いただくことは、本事業の持続可能性を担保するとともに、次世代に対して、まちのコミュニティを受け継いでいくことにも繋がる。
- ・ そのため、令和5年度池上まつりの開催を見据え、これにかかる再設計活動を提案する。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 池上まつりは「実行委員会形式」で行われてきた。そのため、通年で池上まつりに関わる諸案件を処理する部門として「池上まつり運営部」を置き、実行委員会の立ち上げをもって、これに実務的な活動をシフトさせる体制とした。

#### Ⅳ 新組織図

組織役割

会長

会全体を統括し、代表する。

副会長

会長を補佐する。

#### 管理部

会の組織運営を担い、円滑な事業遂行に寄与する。

#### 総務担当

ア) 円滑な会の運営・活動を図るため、組織全体の調整を行う。

例: 各種連絡調整 / 総会・役員会運営 / 会員管理 / 活動計画の策定 運営スタッフのコーディネート / 他に属さないこと

#### 財政担当

- ア) 歳入を確保し、財政基盤の安定化を図る。
- イ) 歳出を管理し、財政運営の健全化を図る。
- ウ) 会が保有する財産を把握し、適正な管理を図る。

例: 会費の徴収・管理 / 支出管理 / 会計書類の作成 / 予算作成 新たな歳入確保の推進 / 物品管理

#### 広報担当

- ア) 池上地区の情報を発信し、更なる池上ファンを獲得する。
- イ) 会活動を広報し、会の認知度向上を図る。
- ウ)情報公開を推進し、会運営にかかる透明性を担保する。

例: SNS・ホームページの運用 / 会報の作成 / 活動資料の整理・活用 広報媒体の作成・活用 / 会員獲得の推進

#### 連携事業部

池上ファン(内外を問わず)とのつながりを生み出し、まちのエネルギーへと変えていく。

#### 渉外担当

ア)地域の「内と外」をつなぎ、「外から内へ」人材の流れを生み出す。

例: 池上ファンとのコミュニケーション(<mark>会の入口に来た人との関係性づくり</mark>) 池上内外のまちづくり人材へのアプローチ(まちづくり界隈でホットな方に個別接触)

#### 事業グループ

ア)池上ファン(内外問わず)との接点を生み出し、活動参加への入口づくりを行う。

イ)多用な人材との<u>連携(コラボレーション)</u>を通じ、<u>「池上でやりたい」</u>を実現していく。

(・・・担当)

例: <mark>試行的事業の企画・実施</mark> (ex.うめふぇす、世界じゃんけん大会、フォトウォーク、風景画展) 定期的な勉強会の開催 (ex.池上語り場)

(・・・担当) 三部会事業の実施

#### 池上まつり運営部

池上まつりの企画・実施を通じて<u>「人のつながり」を更に広げ</u>、池上地区の発展に寄与する。

#### 会計監査

決算を監査する。

#### 事務局機能の強化に向けた取り組みについて

#### 1 背景

- ・ 当会は任意団体であり、その運営および事業は、自律的な活動をもって達成されることが必要です。設立時から掲げる活動目的「自分たちの力(協力)で~」という表現は、これを意図して定めたものです。
- ・ 一方、会の運営にかかる事務処理(裏面参照)は、池上特別出張所へお願いする場面が多く、長年、会 の事務局機能は、池上特別出張所が担う体制となっていました。
- ・ 当会設立時と比べ、池上でまちづくりに取り組む任意団体も増加し、こうした団体との公平性が、より 問われています。

#### - 会則における事務局規程 -

2003年度	第 14 条 まちおこしの会の事務局を池上特別出張所に置く。
2004 年度	第 14 条 まちおこしの会の事務局を <u>当分の間</u> 、池上特別出張所に置く。
2007年度	第 12 条 池上特別出張所は、役員会に出席するものとする。
	第 15 条 まちおこしの会の庶務は、 <u>当分の間</u> 池上特別出張所が行う。
2008年度	第 19 条 会の庶務を処理するため、大田区池上一丁目 29 番 6 号大田区池上特別出張所に事務局を行う。
	※ 旧第 15 条 ( <u>当分の間~</u> ) を併せて削除
2021 年度	第 17 条 池上特別出張所長は、役員会に出席するものとする。
	第19条 会の庶務を処理するため、大田区池上一丁目29番6号大田区池上特別出張所に事務局を置く。

・ こうした背景から、会のあり方検討では「今後の事業活動するためには、土台となる事務局機能の強化 が不可欠」と結論づけ、以下のポイントを整理しました。

#### - 事務局機能強化のポイント -

① 事務局業務の可視化		裏方である事務局の仕事を可視化し、必要な役割を定義する。
② 接点の場づくり		新たな人材と出会うため、きっかけ作りの場を定期的に持つ。
③ 活動目的への賛同		活動目的に賛同できる人を募り、自発的な参画を目指す。
④ 負担感のない参画	• • •	業務を細分化する。また、時間・場所の制約を受けない参画の仕組みを作る。

#### 2 今後の取り組み

#### (1) 出張所からの事務処理引継ぎ

・ 会のあり方検討において、会の運営にかかる事務処理(裏面参照)を可視化することができました。今後は出張所の支援をいただきながら、具体的な事務処理の進め方を整理していきます。

#### (2) 現会員に向けた取り組み

- ・ 事務局業務を一緒に担っていただける方を募集します。裏面の業務一覧をご覧いただき、ぜひお力を貸 していただける方は、事務局長(國廣)までお声がけください。
- ・ 業務の一部分だけ、お力をいただく形も大歓迎です。また、平日や日中のお時間を割くことが難しい方は、時間・場所の制限を受けない形 (ex.メール・LINE 利用可、資料作成や SNS の更新など) で参画いただくことも可能です。

#### (3) 非会員に向けた取り組み

・ 時代の流れとともに、新たなスキルが地域活動でも求められるようになりました。新たな人材を確保するためには、活動目的に賛同いただくことが重要であり、その入口として、当会との接点を作る機会が必要です。そのため、定期的な接点づくりの活動を通じ、新たな人材獲得に向けた取り組みを行います。

#### 3 令和4年度 事務局業務(○=メイン / △=補佐)

	業務		会事務局	新人材	出張所
会議運営	(1) 事前準備	① 議題設定	0		Δ
		② スケジュール調整・開催連絡	0		Δ
		③ 資料作成	0		Δ
		④ 関係者との事前調整	0		Δ
		⑤ 資料印刷	0		Δ
	(2) 当日対応	① 会場設営・片づけ	0		Δ
		② 出席(資料説明含む)	0		Δ
	(3) 終了後対応	① 議事録作成	0		Δ
		② 欠席者へのフォロー	0		Δ
		③ 実施結果の発信	0		Δ
2 会員対応	(1) 会員管理	① 入会対応	0		
		② 退会対応	0		
			0		
	(2) 日常的な対応	① 問い合わせ処理	0		
		② 会員向け連絡	Ο		
	 (l)ホームページ更新			0	Δ
	. ,			0	Δ
	(2) Facebook更新	① アカウント管理		0	Δ
	. ,			0	Δ
		③ コメント返し等		0	Δ
		④ フィルタリング		0	Δ
	(3) メール対応			0	Δ
 4 財政運用	(1) 会費対応		0		
		② 領収書作成	0		
			0		
		④ 未納入者の督促・管理	0		
	(2) 歳出入管理	① 領収書整理	0		
		② 出納簿記入	0		
		③ 会計資料作成	0		
		④ 現金管理	0		
	(3) 補助金対応	① 申請書作成	0		Δ
		② 事業管理	0		Δ
		③ 精算処理	0		Δ
	 (I) 消耗品等の購入		0		Δ
	(2) 倉庫の管理		0	***************************************	Δ
	(3) 池上みやげの管理		0		Δ
 6 資料等の整理・管理	(1) 活動記録の整理		0		Δ
– <b>–</b> –	(2) 過去資料・データ管理		0		Δ
7 ICTの管理・運用	(1) 端末・回線等の管理			0	Δ
	(2) 各種webアカウント管理			0	Δ
	(3) googleサービスの運用			0	Δ
	(4) ICTツールの活用フォロー			0	Δ
	(1)10.7 /00/////////////////////////////////		0		Δ

# 池上地区まちおこしの会 令和4年度予算(案)

令和4年6月30日

# 一般会計

1. 収入予定					
	摘   要	金	額		
	令和3年度からの繰越		856, 449		
	会費(令和4年度)		295, 000		
	HP負担金		105, 000		
	池上みやげ		50, 000		
収入合計		1	, 306, 449		

2 . 支出	2 . 支出予定					
	摘   要	金	額			
	管理費 (池上みやげ購入金を含む)		600,000			
	連携事業費		300,000			
	池上まつり運営費		50, 000			
	予備費		356, 449			
支出合	· 計	1	, 306, 449			

# 池上地区まちおこしの会 令和4年度予算(案)

令和4年6月30日

# 池上まつり会計

1. 収入予定					
	摘   要	金	額		
	令和3年度からの繰越		571, 322		
	池上まつり運営費		50, 000		
収入合詞	収入合計		621, 322		

2 . 支出予定						
		摘	要		金	額
	会議費					50,000
	予備費					571, 322
支出合語	<del>+</del>					621, 322

#### 「池上地区まちおこしの会」会則

#### 【名称】

第1条 本会は、池上地区まちおこしの会(以下「まちおこしの会」という)と称し、大田区 池上特別出張所に事務所を置く。

#### 【目的】

第2条 まちおこしの会は、池上地区における自分たちのまちが、自分たちの力で、明るく 楽しくいきいきとした魅力あるまちとなることを目的とする。

そのため、会員が運営するにあたり、「池上地区の人たち」と「池上を好きな人たち」が「人 とのつながり」を大切にし、まちおこし事業を推進するものとする。

#### 【会員】

第3条 まちおこしの会の会員は、本会の目的に賛同する者で構成する。(以下「会員」という。)

#### 【会員の種別】

- 第4条 この会の会員は次の3種類とする。なお、団体会員及び関係会員は個人会員として 登録することができる。
- (1) 池上特別出張所所管(以下「所管」という)区域内の自治会・町会、商店会、PTA等の団体を代表する者は団体会員とする。ただし、役員会において承認された団体の代表者は、所管区域外であっても団体会員とする。(以下「団体会員」という。)
- (2) 個人で会費を納めるものは個人会員とする。(以下「個人会員」という。)
- (3) 所管区域内の公共施設関係及び小・中学校等の教育機関等を代表する者及びまちおこしの会が協力を求めた団体代表者は関係会員とする。(以下「関係会員」という。)

#### 【会費】

- 第5条 会員は会費を納入しなければならない。
- 2 個人会員は年額1口1,000円以上の会費を納めるものとする。
- 3 団体会員は年額1口5.000円以上の会費を納めるものとする。

#### 【会費の免除】

第6条 関係会員は会費の納付を免除する。ただし、団体会員及び関係会員が個人会員として登録することを妨げるものではない。

#### 【払込方法】

第7条 年会費は所定の銀行口座への振替又は現金で本会へ毎年納入するものとする。また、 年度途中から個人会員及び団体会員になった場合は、随時、納めるものとする。この場合、 日割り計算は行わない。なお、銀行口座への振替に掛かる手数料は自己負担とする。

#### 【事業】

第8条 まちおこしの会は、第2条の目的を達するため、下記事項を行う。

- (1) 地域イベントとしての「池上まつり」を開催すること。
- (2) 地域課題への取り組みを行うこと。
- (3) まちおこしに必要な情報の収集、調査、研究を行うこと。
- (4) その他、まちおこしに関すること。

#### 【資産の構成】

- 第9条 まちおこしの会の資産は、次の各号により構成される。
- (1) 設立当初寄付された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

#### 【資産の管理】

- 第 10 条 まちおこしの会の資産は会長が管理し、その方法はまちおこしの会の議決を経てこれを決める。
- 2 まちおこしの会の経費は資産を以って支弁する。

#### 【役員等】

第11条 まちおこしの会に次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 若干名

部 長 各1名

副部長 若干名

会計監査 2名

- 2 役員は、団体会員、個人会員及び関係会員の中から総会で互選し、総会出席者の過半数 を超える会員の承認を得なければならない。可否同数の時は会長が決定する。
- 3 役員に欠員が生じても、まちおこしの会の運営上支障がない場合は、これを補充しない ことができる。
- 4 まちおこしの会には、相談役及び顧問を置くことができる。

#### 【役員の職務及び任期】

- 第12条 役員の職務は次の各号のとおりとする。
- (1) 会長はまちおこしの会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 各部長は各部を代表し統括する。
- (4) 会計監査は会の会計及び資産を監査する。
- 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### 【運営等】

第13条 まちおこしの会において決定すべき事項は、関係者と協議し、合意に達するまで相

互に努力する。

- 2 まちおこしの会において、決定事項及び必要と認められた事項は、随時関係者に周知する。
- 3 各種会議は、原則として公開とし、関係者及び役員会の承認を受けた者は傍聴することができる。
- 4 会長は必要により、区その他の行政機関の各種会議への出席、資料の提出を求めるものとする。
- 5 関係会員は可能な限り、まちおこしの会の活動を支援する。

#### 【機関】

- 第14条 まちおこしの会に次の機関を置く
- 1 総会
- 2 役員会
- 3 部(管理部・連携事業部・池上まつり運営部等)を置く。
- 4 必要に応じ各種機関を置くことができる。

#### 【総会】

- 第15条 総会は、定期総会または臨時総会とし、概ね次の事項を審議・決定する。
- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 役員の改選
- (4) 会則の改廃
- (5) 会員の異動についての報告
- (6) その他重要事項
- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、招集会日の5日前までにその目的である事項及び日時・場所を示した書面をもって通知しなければならない。
- 4 総会は、団体会員、個人会員及び関係会員の過半数(委任状含む)を以って成立する。
- 5 事項の決定は、出席者の過半数を以って決定し、可否同数のときは会長が決定する。

#### 【役員会】

- 第16条 役員会は、まちおこしの会の役員を以って構成し、必要の都度、会長が招集する。
- 2 役員会で審議する事項は、次のとおりとする。
- (1) 会員の入会及び退会の確認
- (2) 各部会の監査に関すること。
- (3) その他、まちおこしの会の運営を遂行するための事項
- (4) 第14条第3項に定めた傍聴を認める承認
- 3 役員会は、役員の過半数を以って成立する。
- 4 役員会は、出席者の過半数を以って決定し、可否同数のときは会長が決定する。
- 5 総会に付議すべき事項であっても緊急やむを得ないと会長が認めたものについては、役員会の議決を経て執行することができる。この場合は、次の総会の承認を求めなければならない。

6 会長が認めるものは、役員会に出席することができる。

#### 【入会及び退会の確認】

- 第17条 会員の入会は次の各号に定めるところによる。
- (1) 会員として入会しようとするものは、会の定める入会申込書(別記第1号、第2号様式)により、会長に申し込むものとする。
- (2) 入会申込書を受けた会長は、役員会等で審議し、その結果を本人あて通知する。
- 2 役員は会員が反社会的勢力、又は会員として不適切であると判明した場合は、役員会で審議し、必要に応じて退会させることができる。
- 3 役員は入会及び退会の確認にあたっては、公平・中立な立場で行うものとする。

#### 【個人情報の取り扱い】

第18条 本会がその活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理 については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

#### 【部】

- 第19条 部は、それぞれの部メンバーで構成し、必要の都度、部長が召集する。
- 2 部には副部長を置く。
- 3 部で審議する事項は、次のとおりとする。
- (1) 部の運営・執行・会計に関すること。
- (2) その他、まちおこしの会の全体運営を遂行するための事項

#### 【事業年度】

第20条 まちおこしの会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日を以って終わる。

#### 【細 則】

第21条 この会則のほか、必要に応じて細則を定めて補充することができる。

- 付則 この会則は、平成15年3月28日から施行する。
- 付則 この会則は、平成16年3月23日から施行する。
- 付則 この会則は、平成19年3月27日から施行する。
- 付則 この会則は、平成20年3月27日から施行する。
- 付則 この会則は、平成21年3月26日から施行する。
- 付則 この会則は、平成26年3月26日から施行する。
- 付則 この会則は、平成29年4月6日から施行する。
- 付則 この会則は、令和 2年4月25日から施行する。
- 付則 この会則は、令和 3年4月23日から施行する。
- 付則 この会則は、令和 4年6月30日から施行する。

	新旧文	対照表	書類番号 5-2
	現行会則(旧)		改正案(新)
【名称】	第1条 本会は、池上地区まちおこしの会(以下「ま	【名称】	第1条 本会は、池上地区まちおこしの会(以下
	ちおこしの会」という)と称する。		「まちおこしの会」という)と称 <u>し、大田区池上特</u>
			別出張所に事務所を置く。
【目的】	第2条 まちおこしの会は、池上地区における自分たち	【目的】	第2条 まちおこしの会は、池上地区における自
	のまちが、自分たちの力で、明るく楽しくいきいきとし		分たちのまちが、自分たちの力で、明るく楽しく
	た魅力あるまちとなることを目的とする。そのため、会		いきいきとした魅力あるまちとなることを目的と
	<u>員の運営により、</u> まちおこし事業を推進するものとす		する。
	る。		そのため、会員が運営するにあたり、「池上地区
			の人たち」と「池上を好きな人たち」が「人との
			<u>つながり」を大切にし、</u> まちおこし事業を推進す
			るものとする。
【会費の免	第6条 関係会員は会費の納付を免除する。ただし、関	【会費の免	第6条 関係会員は会費の納付を免除する。ただ
除】	係会員が個人会員として登録することを妨げるもので	除】	し、団体会員及び関係会員が個人会員として登録
	はない。		することを妨げるものではない。
【払込方法】	第7条 年会費は所定の銀行口座への振替又は現金で	【払込方法】	第7条 年会費は所定の銀行口座への振替又は現
	<u>事務局</u> へ毎年 <u>4月末日までに</u> 納入するものとする。ま		金で <u>本会</u> へ毎年納入するものとする。また、年度途
	た、年度途中から個人会員及び団体会員になった場合		中から個人会員及び団体会員になった場合は、随
	は、随時、納めるものとする。この場合、日割り計算は		時、納めるものとする。この場合、日割り計算は行
	行わない。なお、銀行口座への振替に掛かる手数料は自		わない。なお、銀行口座への振替に掛かる手数料は
	己負担とする。		自己負担とする。
【会計等】	第8条 会費の管理及び収支事務を含めた会計は事務	<u>削除</u>	削除
	<u>局が行うものとする。</u>		
	2 会計部を置く。		
	3 事務局は会計帳簿を備え、まちおこしの会の収支内		
	容を記録し、会計部会長が決算を総会で報告する。		

	新旧文	可照表	
	現行会則(旧)		改正案(新)
【事業】	第9条 まちおこしの会は、第2条の目的を達するた	【事業】	第8条 まちおこしの会は、第2条の目的を達する
	め、下記事項を行う。		ため、下記事項を行う。
	(1) 地域イベントとしての「池上まつり」を開催するこ		(2) 削除
	と。		
	(2) 各部会及び地域内各団体の「情報交換会」を開催す		
	<u>ること。</u>		
	(3) 地域課題への取り組みを行うこと。		
	(4) まちおこしに必要な情報の収集、調査、研究を行う		
	こと。		
	(5) その他、まちおこしに関すること。		
【役員等】	第12条 まちおこしの会に次の役員をおく。	【役員等】	第 <u>11</u> 条 まちおこしの会に次の役員をおく。
	会 長 1名		会 長 1名
	副会長 若干名		副会長 若干名
	事務局長 1名		部 長 各1名
	部会長 各1名		副部長 若干名
	池上まつり実行委員長 1名		<u>会計</u> 監査 2名
	<u>監 查 2名</u>		2 削除
	2 第15条の規定により部会が設けられたときは、当		
	該部会の部会長を役員とする。		
	3 役員は、団体会員、個人会員及び関係会員の中から		
	総会で互選し、総会出席者の過半数を超える会員の承認		
	を得なければならない。可否同数の時は会長が決定す		
	る。		
	4 役員に欠員が生じても、まちおこしの会の運営上支		
	障がない場合は、これを補充しないことができる。		
	5 まちおこしの会には、相談役及び顧問を置くことが		
	できる。		

	現行会則(旧)	77/1/2	改正案(新)
【役員の職	第 13 条 役員の職務は次の各号のとおりとする。	【役員の職	第 12条 役員の職務は次の各号のとおりとする。
務及び任期】	(1) 会長はまちおこしの会を代表し、会務を総括する。	務及び任期】	(3) 各部長は各部を代表し統括する。
	(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれ		(4) 削除
	を代行する。		(4) 会計監査は会の会計及び資産を監査する。
	(3) <u>事務局</u> 長は <u>会の運営を</u> 総括する。		
	(4) 部会長及び池上まつり実行委員長は部会を代表し		
	<u>総括する。</u>		
	(5) 監査は会の会計及び資産を監査する。		
	2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。		
【機関】	第 15 条 まちおこしの会に次の機関を置く	【機関】	第 14条 まちおこしの会に次の機関を置く
	1 総会		3 部(管理部・連携事業部・池上まつり運営部等)
	2 役員会		<u>を置く。</u>
	3 <u>池上まつり実行委員会</u>		4 必要に応じ <u>各種機関</u> を置くことができる。
	4 必要に応じ <u>部会(企画・防災・防犯・環境等)</u> を置		
	くことができる。		

	現行会則(旧)	11/1/12	改正案(新)
【総会】	第16条 総会は、定期総会及び臨時会とし、概ね次の	【総会】	第 <u>15</u> 条 総会は、定期総会 <u>または</u> 臨時 <u>総</u> 会と
	事項を審議・決定する。		し、概ね次の事項を審議・決定する。
	(1) 事業報告及び決算報告		6 削除
	(2) 事業計画及び予算		
	(3) 役員の改選		
	(4) 会則の改廃		
	(5) 会員の異動についての報告		
	(6) その他重要事項		
	2 総会は、会長が招集する。		
	3 総会は、招集会日の5日前までにその目的である事		
	項及び日時・場所を示した書面をもって通知しなければ		
	ならない。		
	4 総会は、団体会員、個人会員及び関係会員の過半数		
	(委任状含む)を以って成立する。		
	5 事項の決定は、出席者の過半数を以って決定し、可		
	否同数のときは会長が決定する。		
	6 臨時総会は、必要に応じて開催する。		

	現行会則(旧)		改正案(新)
【役員会】	第 17 条 役員会は、まちおこしの会の役員を以って構	【役員会】	第 16 条
	成し、必要の都度、会長が招集する。		6 <u>会長が認めるもの</u> は、役員会に出席する <u>こと</u>
	2 役員会で審議する事項は、次のとおりとする。		<u>ができる</u> 。
	(1) 会員の入会及び退会の確認		
	(2) 各部会の監査に関すること。		
	(3) その他、まちおこしの会の運営を遂行するための事		
	項		
	(4) 第14条第3項に定めた傍聴を認める承認		
	3 役員会は、役員の過半数を以って成立する。		
	4 役員会は、出席者の過半数を以って決定し、可否同		
	数のときは会長が決定する。		
	5 総会に付議すべき事項であっても緊急やむを得な		
	いと会長が認めたものについては、役員会の議決を経て		
	執行することができる。この場合は、次の総会の承認を		
	求めなければならない。		
	6 <u>池上特別出張所長</u> は、役員会に出席する <u>ものとす</u>		
	<u>5</u> .		

	<u> </u>	付照表	書類番号 5-2
	現行会則(旧)		改正案(新)
【入会及び	第 18 条 会員の入会は次の各号に定めるところによ	【入会及び	第17条 会員の入会は次の各号に定めるところに
退会の確認】	る。	退会の確認】	よる。
	(1) 会員として入会しようとするものは、会の定める入		(3) 削除
	会申込書(別記第1号、第2号様式)により、会長に申		
	し込むものとする。		
	(2) 入会申込書を受けた会長は、役員会等で審議し、そ		
	の結果を本人あて通知する。		
	(3) 申込書を受理されたものは、速やかに会費を納入す		
	<u>るものとする。</u>		
	2 役員は会員が反社会的勢力、又は会員として不適切		
	であると判明した場合は、役員会で審議し、必要に応じ		
	て退会させることができる。		
	3 役員は入会及び退会の確認にあたっては、公平・中		
	立な立場で行うものとする。		
【事務局】	第20条 会の庶務を処理するため、大田区池上一丁目	<u>削除</u>	<u>削除</u>
	29番6号大田区池上特別出張所に事務局を置く。		
	2 事務局の副事務局長、若干名の事務局員は事務局長		
	が指名する。		
【部 <u>会</u> 】	第 21 条 部 <u>会</u> は、それぞれの部 <u>会</u> メンバーで構成し、	【部】	第 <u>19</u> 条 部は、それぞれの部メンバーで構成
	必要の都度、部 <u>会</u> 長が召集する。		し、必要の都度、部長が召集する。
	2 部会には副部会長及び会計をおき、部会長が指名す		2 部には副部長 <u>を置く</u> 。
	<u>3.</u>		3 部で審議する事項は、次のとおりとする。
	3 部会で審議する事項は、次のとおりとする。		(1) 部の運営・執行・会計に関すること。
	(1) 部 <u>会</u> の運営・執行・会計に関すること。		
	(2) その他、まちおこしの会の全体運営を遂行するため		
	の事項		

### 令和4年度 池上地区まちおこしの会 役職(案)

会長	吉澤 正宣
副会長	青栁 博之
副会長	宮嶋 勝
副会長	鈴木 重治

<b>顧問</b> 樋口 幸雄
-----------------

組織	役員	氏名	担当	長	氏名	備考
管理部	管理部長	國廣 孝栄				
	管理副部長	高橋 知之	総務担当	総務担当リーダー	高橋 知之	
	管理副部長	永野 宏	財政担当	財政担当リーダー	永野 宏	
	管理副部長	加部東 広美	広報担当	広報担当リーダー	加部東 広美	
連携事業部	連携事業部長	金谷 充				
	連携事業副部長	後藤 捷久	渉外担当	渉外担当リーダー	後藤 捷久	
	連携事業副部長	宮嶋 利明	事業グループ	事業グループリーダー	宮嶋 利明	担当新設にあたり適宜追加
池上まつり 運営部	池上まつり運営部長	川上 清彦				
	池上まつり運営副部長	佐久間 茂夫				
	池上まつり運営副部長	平澤 芳雄				

会計監査	鈴木	淑雄
会計監査	松原	秀典